

## 平成 21 年度輸入食品監視指導計画(案)について

平成 21 年 1 月  
厚生労働省

## 1. 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（食品衛生法（以下「法という。」第 23 条）をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

## 2. 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法第 4 条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の 3 段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

## 3. 重点的に監視指導を実施すべき項目の実施結果

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査<sup>※1</sup>（平成 21 年度計画：約 83,400 件）
- 検査命令<sup>※2</sup>（平成 20 年 12 月 31 日現在：全輸出国の 15 品目及び 36 カ国・1 地域の 205 品目）
- 包括的輸入禁止規定<sup>※3</sup>
- 海外情報等に基づく緊急対応

## 4. 輸出国における衛生対策の推進

- 我が国の食品衛生規制の周知
- 二国間協議や現地調査を通じた、生産段階における衛生対策、監視体制の強化、輸出前検査の推進
- 技術協力の推進

## 5. 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 初回輸入時及び定期的自主検査の指導<sup>※4</sup>
- 記録の保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

※1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の蓋然性が高いものについて、輸入の都度、検査を厚生労働大臣が命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せず厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる規定

※4：原材料管理の検証に資する加工食品の残留農薬等に係る試験法の検討・開発を実施

## 平成 21 年度輸入食品監視指導計画(案)の概要

【本 文】(新たに盛り込んだ事項を下線部で示す。)

### 序 文

平成 20 年度計画に基づく施策の実施状況の概要及び平成 21 年度計画において取り組む施策を記述。

- ポジティブリスト制度の着実な施行のため、
  - ・ 輸入時の検査項目の更なる拡充を図る。
  - ・ 輸出国に対し、生産及び製造加工段階における衛生対策の推進を要請し、必要に応じて、輸出国における残留農薬管理の確認のため、現地調査を行う。
  - ・ 残留農薬等について検査命令の対象となっている食品について、輸出国における残留農薬等管理の検証を目的として、モニタリング検査を強化する。
- 器具、容器包装及びおもちゃについて、おもちゃの規制対象範囲の拡大その他規格基準の改正等を踏まえ、新たに設定された規格基準を中心に、輸入者に対して定期的な自主検査の実施を指導するとともに、モニタリング検査を拡充する。
- BSE 問題について、現地調査結果等を踏まえ、重点的、効率的かつ効果的な検査体制を確保し、輸出国政府が管理する対日輸出プログラムの遵守状況を引き続き検証する。
- 食品への有毒・有害物質の混入事案を踏まえ、引き続き輸入者による輸出国段階における自主的な衛生管理の推進を図るとともに、輸出国における衛生対策に関する情報収集を推進し、問題発生 of 未然防止に努める。

### 1 目的

「重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって、輸入食品等の一層の安全性確保を図ることを目的とする。」

### 2 適用期間

「平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日」

### 3 輸入食品等監視指導の実施についての基本的考え方

食品安全基本法第 4 条(食品の安全性確保は、国内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない)の観点から、輸入食品の安全性確保のために、輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの各段階において講じるべき措置の基本的事項について記述。

#### 4 生産地の事情等からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

(1)輸入届出の確認、(2)モニタリング検査、(3)モニタリング検査以外の行政検査、(4)検査命令、(5)包括的輸入禁止措置及び(6)海外情報等に基づく緊急対応における本省及び検査所の役割、実施の手順について記述。

以下、平成 21 年度計画案における追記事項。

- ・ 検査所は、輸入状況等の変化により、割り当てられたモニタリング検査件数の実施が困難と判断する場合には、速やかに本省に連絡する。
- ・ 本省は、モニタリング計画に基づく検査の実施状況について適宜点検を行い、検査所に対して必要な指示を行うとともに、輸入実態に即した効果的な検査が実施できるよう、当該年度の半ばを目途としてモニタリング計画の見直しを行う。

#### 5 輸出国における衛生対策の推進

輸出国の生産等の段階において法違反の未然防止を図るため、輸出国に対する(1)我が国の食品衛生規制の周知、(2)二国間協議、現地調査等及び(3)技術協力等の取組について記述。

以下、平成 21 年度計画案における追記事項。

- ・ 在京大使館等に対する定期的な説明会を開催し、違反事例や検査強化等に関する情報提供を行う。
- ・ 問題発生 of 未然防止の観点から、平時より輸出国における衛生対策に関する情報収集及び評価を進める。
- ・ 独立行政法人国際協力機構の技術協力プロジェクトを通じた専門家の派遣や研修員の受入れ等により、必要に応じた輸出国への技術協力等を行う。

#### 6 輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項

食品安全基本法第 8 条及び法第 3 条第 1 項に規定される食品等事業者の責務に照らし、輸入者に対して自主的な衛生管理の推進を図るため、輸入者等に対する(1)基本的指導事項、(2)輸入前指導の実施、(3)輸入前指導による法違反発見時の対応、(4)自主検査の実施、(5)輸入食品等の記録の作成及び保存、(6)適正表示及び(7)食品衛生に関する知識の向上等の指導事項を記述。

以下、平成 21 年度計画案における追記事項。

- ・ 加工食品にあつては、「輸入加工食品の自主管理に関する指針(ガイドライン)」に基づき、輸入者に対し、輸出国の食品衛生関連規制の整備及び施行の状況や製造者の衛生管理の水準等を勘案して、輸出国での原材料、製造・加工、保管及び輸送の各段階において必要な確認を行うよう指導する。

## 7 法違反が判明した場合の対応

(1) 輸入時、(2) 国内流通時の検査等で法違反が発見された場合の対応、(3) 再発防止のための輸入者に対する指導、(4) 法違反を繰り返す輸入者等に対する営業の禁停止処分、(5) 悪質事例の告発及び(6) 違反事例の公表等における本省、検疫所及び関係都道府県等の連携、実施の手順について記述。

## 8 国民等への情報提供

輸入食品等の安全性確保に関する情報を広く国民等に提供するため、(1) モニタリング計画等に関する情報の提供、(2) 本計画に基づく監視結果の公表、(3) 食品等の安全に関するリスクコミュニケーションの取組等について記述。

## 9 その他監視指導の実施のために必要な事項

(1) 食品衛生に関する人材の養成、資質の向上、(2) 検疫所が実施する食品等の試験検査等に係る点検に係る取組について記述。